

一、本会議の審議概要

○平成三年八月五日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員関根則之君を議院に紹介した。

参議院規則の一部を改正する規則案（伊江朝雄君外九名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、伊江朝雄君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 常任委員の選任

議長は、厚生委員及び労働委員を指名した。

常任委員長辞任の件

右の件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	井上 孝君
地方行政委員長	野田 哲君
法務委員長	矢原 秀男君
外務委員長	岡野 裕君
大蔵委員長	大河原太一郎君
文教委員長	下稲葉 耕吉君
農林水産委員長	吉川 博君

備

八・五 開会式

考

日程第三 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

運輸委員長	中川 嘉美君
逓信委員長	一井 淳治君
建設委員長	矢田部 理君
予算委員長	平井 卓志君
決算委員長	及川 一夫君
懲罰委員長	久保 巨君
内閣委員長	梶原 清君
地方行政委員長	山口 哲夫君
法務委員長	鶴岡 洋君
外務委員長	大鷹 淑子君
大蔵委員長	竹山 裕君
文教委員長	大木 浩君
厚生委員長	田淵 勲二君
農林水産委員長	永田 良雄君
運輸委員長	峯山 昭範君
逓信委員長	粕谷 照美君
労働委員長	向山 一人君

建設	委員長	山本	正和君
予算	委員長	中村	太郎君
決算	委員長	久保田	真苗君
懲罰	委員長	対馬	孝且君

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、土地利用に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員服部安司君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員服部安司君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

原文兵衛君は、祝辭を述べた。

服部安司君は、謝辭を述べた。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長發議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

休憩 午前十時二十一分

再開 午後二時四十二分

日程第 四 会期の件

右の件は、六十一日間とすることに決した。

議員名尾良孝君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、瀬谷英行君が哀悼の辭を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術會議議員に北原安定君、宇宙開發委員會委員に田島敏弘君、運輸審議會委員に植村香苗君を任命したことを承認することに決し、公害等調整委員會委員に海老原義彦君、小谷宏三君、南博方君、労働保險審査委員會委員に山口泰夫君を任命したことを全会一致をもって承認することに決し、公安審査委員會委員に中川順君を任命することに同意することに決した。

日程第 五 國務大臣の演説及び報告に関する件

海部内閣総理大臣は所信に関する演説を、西田国務大臣は平成三年雲仙岳噴火災害に関する報告をした。

国務大臣の演説及び報告に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後三時三十二分

○平成三年八月八日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説及び報告に関する件(第二日)

浜本万三君、後藤正夫君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時四十八分

○平成三年八月九日 金曜日

開会 午前十時二分

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員峯山昭範君、同予備員井上哲夫君、裁判官訴追委員

(衆議院)

八・五 国務大臣の演説

七、八 演説に対する質疑

坂野重信君、久保田真苗君、鈴木和美君、同予備員高井和伸君、井上計君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

白浜 一良君

同予備員

笹野 貞子君 (第三順位)

裁判官訴追委員

川原 新次郎君

糸久 八重子君

井上 計君

同予備員

池田 治君 (第三順位)

小西 博行君 (第五順位を第四順位に変更)

橋本 孝一郎君 (第五順位)

皇室会議予備議員

原 文兵衛君 (第一順位)

小川 仁一君 (第二順位)
皇室經濟會議予備議員

星川 保松君 (第二順位)

檢察官適格審査会委員予備委員

種田 誠君 (松前達郎君の予備委員)

国土審議会委員

仲川 幸男君

古川 太三郎君

国土開発幹線自動車道建設審議会委員

井上 孝君

加藤 武徳君

青木 薪次君

中川 嘉美君

北海道開発審議会委員

北 修二君

竹村 泰子君

日本ユネスコ国内委員会委員

小林 正君

日程第一 國務大臣の演説及び報告に関する件 (第二日)
、 広中和歌子君、市川正一君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時二十九分

再開 午後一時二十一分

休憩前に引き続き、栗森喬君、勝木健司君、一井淳治君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する決議案（鈴木和美君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、鈴木和美君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

西田国務大臣は、右の決議について所信を述べた。

散会 午後三時二十四分

○平成三年八月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、証券及び金融問題に関する調査のため委員三十五名から成る証券及び金融問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決した。

日程第二 特別委員会の目的、名称及び委員数変更の件

右の件は、議長発議により、選挙制度に関する特別委員会につき、その目的を政治改革

（衆議院議決）

八・八 雲仙・普賢岳噴火の災害対

策に関する決議案

八・一〇～一四 内閣総理大臣の海外

出張（中国、モンゴル）

（予算委員会）

衆議院 八・二〇、二二、二三

参議院 八・二三、二六、二七

に関する調査のためとし、その名称を政治改革に関する特別委員会と改め、委員の数を四十五名に増加することに決した。

議長は、証券及び金融問題に関する特別委員及び増加する政治改革に関する特別委員を指名した。

散会 午前十時三分

○平成三年九月十一日 水曜日

開会 午前十時一分

議員本村和喜君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、永田良雄君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第二 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十四分

（証券及び金融問題に関する特別委員会）
衆議院

八・二〇 設置

委員長、理事互選

二九 証人喚問

三〇 参考人意見聴取

参議院

八・二二 設置

委員長、理事互選

九・四 証人喚問

五 参考人意見聴取

（衆議院議決）

九・六 国会法の一部を改正する法

律案（衆第一号）

○平成三年九月二十日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央更生保護審査会委員に宮本美沙子君、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君、電波監理審議会委員に塩野宏君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、日本銀行政策委員会委員に中野和仁君を任命することに同意することに決した。

日程第一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時六分

○平成三年九月二十五日 水曜日

開会 午前十時一分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対策樹立に資するため委員四十五名から成る国際平和協力等に関する特別委員会を設置することに決

し、議長は、特別委員を指名した。

日程第一 老人保健法等の一部を改正する法律案（第百二十回国会内閣提出、第百二十

一回国会衆議院送付）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の

設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散会 午前十時九分

○平成三年九月三十日 月曜日

開会 午前十時一分

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、後藤正夫君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、前田勲男君を指名した。

（衆議院議決）

九・一一 老人保健法等の一部を改正する法律案（第百二十回国会閣法第二八号）

九・二七 老人保健法等の一部を改正する法律案（第百二十回国会閣法第二八号）
（参議院回付案に同意）

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、橋本大蔵大臣から趣旨説明があった後、北村哲男君、和田教美君、近藤忠孝君、池田治君、三治重信君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 借地借家法案（第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付）

日程第二 民事調停法の一部を改正する法律案（第百二十回国会内閣提出、第百二十一

回国会衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。
散会 午後零時五分

○平成三年十月二日 水曜日

開会 午前十時一分

議長は、新たに当選した議員重富吉之助君を議院に紹介した後、同君を地方行政委員に指名した。

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付）

日程第二 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案（第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付）

（衆議院議決）

九・一一 借地借家法案（第百二十回国会閣法第八二号）

（衆議院議決）

九・二〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（第百二十回国会閣法第六八号）

日程第三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案（第二百十回国会内閣提出、第二百十一回国会衆議院送付）

右の三案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決、日程第二及び第三は全会一致をもって可決された。

散会 午前十時九分

○平成三年十月三日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、証券及び金融問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十時八分

（衆議院議決）

一〇・二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（第二百十回国会閣法第六八号）
（参議院回付案に同意）

（衆議院議決）

九・二七 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）
一〇・二 国会法の一部を改正する法律案（衆第九号）

○平成三年十月四日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

議長の選挙

右の選挙は、無名投票の結果（投票総数二三四、過半数一一八）、長田裕二君が二三四票をもって当選した。

副議長は、議長長田裕二君を議院に紹介した。

議長長田裕二君は、就任の挨拶をした。

熊谷太三郎君は、議長に対し祝辞を述べ、前議長に対し謝辞を述べた。

前議長土屋義彦君は、挨拶をした。

日程第二乃至第二九の請願

右の請願は、内閣委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、国際平和協力等に関する特別委員会の国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対策樹立に関する調査について委員会の調査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の審議

内閣委員会

- 一、 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 一、 国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、 地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、 検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、 学校教育法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第六号）
- 一、 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第七号）

- 一、 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第八号）

- 一、 教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

- 一、 原子爆弾被爆者等援護法案（第百十八回国会参第四号）

（衆議院本会議）

九・二四 趣旨説明

（衆議院国際平和協力等に関する特別委員会）

九・一七 設置

委員長、理事互選

九・二四 提案理由説明

（参議院国際平和協力等に関する特別委員会）

九・二五 設置

委員長、理事互選

政治改革関連三法案の審議

（衆議院本会議）

九・一〇～一二 趣旨説明

（衆議院政治改革に関する特別委員会）

八・二〇 設置

一一 委員長、理事互選

九・一二 提案理由説明

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

労働委員会

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案（第百二十回国会参第二号）

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、住宅基本法案（第百二十回国会参第一号）

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十三年一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年特別会計歳入歳出決算、

（参議院政治改革に関する特別委員会）

八・二一 選挙制度に関する特別

委員会の目的、名称、委

員数を変更

昭和六十三年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

一、昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

一、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午前十時三十三分

再開するに至らなかった。

二、議案の審議経過

1 議案件数表

規程案	規則案	決議案	その他算 継続	予備費 等衆継	承認	衆法		参法		閣法		提出	成立	参議院	衆議院	備考
						衆継	新規	参継	新規	衆継	新規					
一	一	一	八	一三	一	九	九	六	一	二	六					
一	一	一			一		四			六	一					
			六					六						継続		
			二											未了		
/				一三		九				六	二			継続		
							五					三			未了	
									撤回 一							備考

2 議案件名一覧

◎内閣提出法律案（一八件）（うち衆議院において前国会から継続
続一二件）

●両院通過（七件）（うち衆議院において前国会から継続六
件）

四 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の

一部を改正する法律案

一一〇回 二八 老人保健法等の一部を改正する法律案（修）

△修▽（衆議院同意）

一一〇回 六八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄

物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する

法律案△修▽（衆議院同意）

一一〇回 八二 借地借家法案（修）

一一〇回 八三 民事調停法の一部を改正する法律案（修）

一一〇回 九二 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する

法律案

一一〇回 九三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為

を助長する行為等の防止を図るための麻薬及
び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案

●衆議院継続（八件）（うち衆議院において前国会から継続六
件）

五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関す
る法律案

六 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を
改正する法律案

一一八回 一八 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する
法律案

一一八回 六七 医療法の一部を改正する法律案

一一〇回 八六 留置施設法案

一一〇回 八七 刑事施設法案

一一〇回 八八 刑事施設法施行法案

一一〇回 八九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

●衆議院未了（三件）

一 公職選挙法の一部を改正する法律案

二 政治資金規正法の一部を改正する法律案

三 政党助成法案

（件名の上の数字は提出番号、件名の下のア修▽
は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。）

◎本院議員提出法律案（七件）（うち前国会から本院において継続六件）

●本院継続（六件）（いずれも前国会から本院において継続）

- 一一八回 四 原子爆弾被爆者等援護法案
- 一一八回 六 学校教育法の一部を改正する法律案
- 一一八回 七 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 一一八回 八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一一〇回 一 住宅基本法案
- 一一〇回 二 積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案

●撤回（一件）

- 一 廃棄物の適正処理等に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（一八件）（うち衆議院において前国会から継続九件）

●両院通過（四件）

- 一 国会法の一部を改正する法律案
- 二 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 三 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

九 国会法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（九件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

- 一一八回 九 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 一一八回 一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
- 一一八回 一一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
- 一一八回 一二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案
- 一一〇回 三 住宅基本法案
- 一一〇回 一一 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案
- 一一〇回 一二 消費者保護基本法の一部を改正する法律案
- 一一〇回 一四 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留

軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置
法案

一一〇回 一五 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了（五件）

- 四 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 五 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 六 政治倫理法案
- 七 国会法の一部を改正する法律案
- 八 政党交付金の交付に関する法律案

◎承認を求めるの件（一件）

●両院通過（一件）

- 一 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（一二三件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（一二三件）

- 昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百十八回国会提出）

○平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その2）（第百二十回国会提出）

○平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その1）（第百二十回国会提出）

◎決算その他（八件）

●継続（六件）

○昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度国税収納金整理資金

受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書（第百十七回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十七回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十七回国会提出）

○平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成元年度政府関係機関決算書（第百二十回国会提出）

○平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二十回国会提出）

○平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二十回国会提出）

○昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調査（第百十七回国会提出）

○日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百二十回国会提出）

◎決議案（一件）

●可決（一件）

- 一 雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する決議案

◎規則案（一件）

●可決（一件）

- 一 参議院規則の一部を改正する規則案

◎規程案（一件）

●可決（一件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

3 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○法務委員会

・内閣提出法律案（二件）

（衆は提出時の先議院）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
82 120国会	借地借家法案	衆	三、一九	三、 九、二一	三、 九、二六 三、 九、三〇	三、 八、五 三、 九、一〇 三、 九、一一
83 120国会	民事調停法の一部を改正する法律案	〃	三、一九	九、二一	九、二六 九、三〇	八、五 九、一〇 九、一一

借地借家法案（第二百十回国会閣法第八二号）

要旨

本法律案は、近時の社会・経済情勢の大きな変化、特に土地・建物の利用に関する需要の多様化に対応し、より利用しやすい借地・借家関係を実現するため、関係法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的枠組を見直してより公平なものとするほか、新しい類型の借地・借家関係を創設するなどの改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、普通借地権については、当初の存続期間を三十年、更新後の存続期間を十年とするとともに、契約の更新後に建物が滅失した場合には、妥当な権利調整が行われるようにすること。

二、借地・借家関係の解消の要件である「正当の事由」を明確にするため、貸主及び借主が必要とする事情を中心として、従前の経緯、土地・建物の利用状況等いくつかの基本的判断要素を示し、もって、具体的な実情に一層即した判断をすることができるようになること。

三、更新のない借地権という性格を有する、定期借地権の制度を創設し、存続期間を五十年以上とする長期のもの、存続期間を十年以上二十年以下とする事業用のもの及び三十年以上経過した後建物を土地所有者に譲渡する建物譲渡特約によるものと

いう二つの類型を認めることとする。

四、借家関係においても、転動等の単なる貸主の意思を超えたやむを得ない事情で生活の本拠を移転せざるを得ないような場合には、その持家を一定の期間に限り貸すことを認めるため、更新のない確定期限の借家の制度を導入すること。

五、なお、既存の借地関係及び借家関係には、本法律案は適用しないものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、借地権の更新後の存続期間を最初の更新に限り、二十年とするとともに、借家における建物の利用行為について「使用又は収益」としていたのを「使用」の語のみとする修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、借地借家法案は、借地法、借家法及び建物保護に関する法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的な枠組みである借地権の存続期間、借地・借家契約の更新等の仕組みを見直してより公平なものとするほか、新しい類型の借地・借家関係を創設するなどの改善を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、普通借地権の当初の存続期間を三十年、更新後の存続期間を

十年とすること、借地借家関係の解消の要件である「正当事由」を明確にすること、更新のない定期借地権の制度を認めること、更新のない確定期限の借家の制度を導入すること等であります。

なお、衆議院におきまして、借地権の更新後の存続期間を十年としていたのを、最初の更新に限り、二十年とする等の修正が行われております。

次に、民事調停法の一部を改正する法律案は、宅地の地代及び建物の家賃についての紛争を調停をもって迅速かつ適正に解決することを促そうとするものでありまして、その主な内容は、地代及び家賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとするものであります。

なお、衆議院におきまして、調停委員会の決定に従う旨の当事者の書面による合意は、調停申し立ての後にされたものに限るものとすると修正が行われております。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、公聴会を開催し、土地問題に関する特別委員会との連合審査を行うとともに、新法制定の必要性、普通借地権の存続期間の根拠、正当事由の中の立退料の意義、定期借地権の利用可能性、民事調停の今後の体制づくり等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって、ご承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、両案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、両案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しましては、既存の借地・借家関係には更新等の規定は適用されないことの周知徹底を求めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

民事調停法の一部を改正する法律案（第二百十回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、宅地の地代及び建物の家賃についての紛争を調停をもって迅速かつ適正に解決することを促そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地代及び家賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとする。

二、調停委員の専門的判断を生かして、仲裁的な手続で地代及び家賃についての紛争の解決を図ることを可能にする趣旨で、調

停委員会が、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、調停委員会の決定に従う旨の当事者の書面による合意があるときは、その決定により紛争を最終的に解決する制度を新たに設けることとする。

なお、本法律案については、衆議院において、調停委員会の決定に従う旨の当事者の書面による合意は、調停申立ての後にされたものに限るものとするとの修正が行われた。

委員長報告

二六ページ参照

○文教委員会

・本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出へ	参議院			衆議院	衆議院	備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決			
118国会 6	学校教育法の一部を改正する法律案	山本正和君 外一名 (二、六、一五)			二、 六、二〇	継続審査				
118国会 7	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	小林正君 外一名 (六、一五)			六、二〇	継続審査				
118国会 8	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	森暢子君 外一名 (六、一五)			六、二〇	継続審査				

○厚生委員会

・内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月	参議院		衆議院		備考		
28 120国会	老人保健法等の一部を改正する法律案	(衆)	三、 二、一二	委員会付託 九、一一	委員会議決 三、 九、二四	本会議議決 三、 九、二五	委員会付託 八、 五	委員会議決 三、 九、一〇	本会議議決 三、 九、一一	三、 九、二五 衆へ回付 九、二七 衆同意
68 120国会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	三、 八	九、二〇	一〇、 一	一〇、 二	八、 五	九、二〇	九、二〇	一〇、 二 衆へ回付 一〇、 二 衆同意
92 120国会	麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案	〃	四、 二二	九、二四	一〇、 一	一〇、 二	八、 五	九、二〇	九、二四	
93 120国会	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案	〃	四、 二二	九、二四	一〇、 一	一〇、 二	八、 五	九、二〇	九、二四	

(衆は提出時の先議院)

・本院議員提出法律案（二件）

4	118国会	1	番号		
	原子爆弾被爆者等援護法案	廃棄物の適正処理等に関する法律案	件名		
	山本正和君 外九名 (二、五、九)	浜本万三君 外五名 (三、九、一一)	提出者 (月日)		
		三、九、一八	予備送付月日		
			衆へ提出		
	三、八、五	三、九、二〇	委員会付託	参議院	
	継続審査		委員会議決		
			本会議議決		
		三、九、一八 (予)	委員会付託	衆議院	
			委員会議決		
			本会議議決		
			備考		
		三、九、二五 撤回申出 九、二六 (委員会許可)			

老人保健法等の一部を改正する法律案（第二百十回国会閣法
第二八号）

要旨

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において老人訪問看護療養費制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るため、老人保健施設療養費等に係る公費負担の割合を引き上げ、一部負担金の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、老人訪問看護療養費を公費負担割合の引上げ対象に追加すること、一部負担金の額の引上げを段階的に行うこと、一部負担金の額を改定する指標を全国消費者物価指数とすること等の修正が行われている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、老人訪問看護制度の創設

1 医師の判断に基づき老人訪問看護事業者から看護サービスを受けた在宅の老人に対し、老人訪問看護療養費を支給するものとする。

2 老人訪問看護事業者とは、厚生大臣が定める人員や運営の基準に従って適正に老人訪問看護を提供することができる者

として、都道府県知事が指定したものをいう。

3 老人訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的費用等を基礎として、中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める基準により算定するものとし、また、利用者は老人訪問看護事業者に利用料を支払うものとする。

二、公費負担割合の引上げ

老人医療の費用負担について、老人保健施設療養費、特例許可老人病院のうち政令で定める看護・介護体制の整った病院に係る入院医療費及び老人訪問看護療養費（衆議院修正による追加）について公費負担割合を三割から五割に引き上げる。

三、一部負担金の額の改定

1 一部負担金の額について、平成三年度及び四年度においては、外来は一月につき九百円、入院は一日につき六百円とし、平成五年度及び六年度においては、外来は一月につき千円、入院は一日につき七百円とする（衆議院修正。政府原案では平成三年七月から外来一月につき千円、入院一日につき八百円）。

なお、低所得者についての入院一部負担（一日につき三百円、二か月限度）は現行どおりとする。

2 一部負担金の額については、平成七年度以降全国消費者物価指数を指標として改定する（衆議院修正。政府原案では平

成四年度以降一月当たり外来医療費、一日当たり入院医療費の変動率に応じて改定する。

四、その他

1 当分の間、家庭での介護が困難な初老期痴呆の状態にある者については、六十五歳未満の者であっても、老人保健施設を利用できるものとし、その費用は、健康保険等から、療養費を支給する。

2 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法及び介護用具等の研究開発の推進に努めなければならない。

3 政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、病院等において行われる付添看護等に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一体的な管理の下に適切に受けることができるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

五、施行期日

この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、老人訪問看護制度、老人訪問看護療養費に係る公費負担割合の引上

げ及び介護方法・介護用具等の研究開発については、平成四年四月一日から施行する（衆議院修正）。

修正要旨

一、公費負担関係

老人医療の公費負担割合を三割から五割に拡大する対象として、精神病院の病床のうち痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を加えること。（平成四年四月一日から施行）

二、検討条項関係

1 改正後の老人保健法第二十八条の二の規定による一部負担金の額の改定に当たって、一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

2 1に規定するもののほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目的を踏まえ、その実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討が加えられるべきものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として、老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において、老人訪問看護制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るため、老人保健施設の療養費等に係る公費負担割合の引上げ、一部負担金の額の改定、一定の指標に基づいた一部負担金の額の改定等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、公費負担割合の引上げ対象に老人訪問看護療養費を追加すること、一部負担金の額の引上げ幅を縮小すること、一部負担金の額の改定措置の指標を消費者物価とするのと等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、老人訪問看護制度のあり方、公費負担の拡大、一部負担金の額のあるり方、一部負担金の額のスライド制の歯止め、保険外負担の解消策、保健医療・福祉マンパワー対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本

社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、公費負担割合の引上げ対象に、精神病院の病床のうち、痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を追加すること、老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置のあり方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする等々の規定を加えるものであります。

なお、本修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、下条厚生大臣より、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より修正案並びに修正部分を除く原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（第二百十回国会閣法第六八号）

要旨

本法律案は、最近における廃棄物の発生量の増大及びその質の多様化等に伴い、廃棄物の適正な処理が困難となっている状況にかんがみ、廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、廃棄物処理計画に基づく計画的な廃棄物の処理の推進、事業者等への廃棄物の適正処理に関する協力要請、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の基準の設定、廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度の導入、廃棄物処理センターを指定する制度の新設、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに平成七年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

1 法律の目的に関する事項

廃棄物の排出を抑制すること、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを法律の

目的規定に明記する。

2 廃棄物に関する責務に関する事項

国民及び事業者については、廃棄物の適正処理に関する国及び地方公共団体の施策への協力の責務を設けることとする。また、国及び地方公共団体については、国民及び事業者の意識の啓発に努める責務を設けることとする。

3 廃棄物の計画的処理に関する事項

廃棄物の減量等の観点から、市町村の一般廃棄物処理計画及び都道府県の産業廃棄物処理計画の内容を充実するとともに、市町村長又は都道府県知事は、多量に廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の処理に関する計画の策定を指示できることとする。

4 廃棄物の減量化及び再生に関する事項

市町村の一般廃棄物の減量等の施策に協力するために廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員制度及び廃棄物再生事業者の登録制度を新たに設けるとともに、市町村の処理手数料については、一般廃棄物の特性、処理に要する費用等を勘案して定めることとする。

5 廃棄物の適正処理に関する事項

廃棄物処理業について許可要件の強化、許可の更新制の導入等を行うとともに、廃棄物処理施設については設置の許可

制、施設使用開始前の検査制の導入等により地域に信頼される施設の整備を推進することとする。

6 事業者の協力に関する事項

市町村における適正な処理が全国的に困難であると認められる一般廃棄物を厚生大臣が指定し、その一般廃棄物となる製品の製造者等に対し、市町村が協力を求めることができることとし、厚生大臣は、廃棄物となった場合の適正処理の観点から、製造者等がその製品に必要な事項を表示すること等を指導するようその事業所管大臣に要請できることとする。

7 特別管理廃棄物に関する事項

爆発性、毒性等のため人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物として、新たに特別管理廃棄物という区分を設けることとする。特別管理産業廃棄物については、事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、処理を委託する場合の特別管理産業廃棄物管理票の発行等を義務付けるとともに、特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、新たに特別管理産業廃棄物処理業の許可を要することとする等その適正な処理を確保するための施策を講ずることとする。

8 廃棄物処理センターに関する事項

厚生大臣は、特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域

的な処理の確保等を目的とした民法法人を廃棄物処理センターとして指定し、特別管理廃棄物、適正な処理が困難な一般廃棄物の処理等を業務として行わせることとする。

二、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正

1 廃棄物処理施設整備事業に関する事項

地方公共団体が行う廃棄物処理施設整備事業に、廃棄物処理センターが地方公共団体の委託を受けて行うものを加えることとする。

2 計画期間に関する事項

計画の期間を平成七年度までに改める。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、廃棄物処理施設整備の計画期間に関する事項については、公布の日から施行する。

修正要旨

一、事業者の責務

製造、加工、販売事業者等は、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を

行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならぬこと。

二、国の責務

国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用を図ること。

三、検討条項

政府は、廃棄物の処理の実態を勘案して、産業廃棄物管理票制度の適用範囲及び廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案」は、廃棄物処理計画に基づく計画的な廃棄物の処理を推進すること、事業者等への廃棄物の適正処理に関して協力を要請すること、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の基準を設定することのほか、

廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度の導入、廃棄物処理センターを指定する制度の新設、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに平成七年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、事業者の責務の強化、不法投棄と原状回復、マニフェスト制度の適用範囲の拡大、廃棄物の再資源化、医療廃棄物の適正処理、バーゼル条約の批准との関連等について質疑が行われるとともに、地方行政委員会、商工委員会及び環境特別委員会との連合審査会を行うなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、事業者及び国の責務を補強するとともに、マニフェスト制度の適用範囲、不法投棄の原状回復の方策について検討する規定を追加すること等であります。

次いで、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、麻薬関係二法律案について申し上げます。

両案はともに、先の第百二十回国会において承認されました「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備え、国内法の整備を図ろうとするものでありまして、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案」は、我が国における麻薬及び向精神薬等の濫用の防止を図るため、麻薬向精神薬原料に係る届出制度を設ける等必要な規制を設けるとともに、国外犯の処罰等に関する措置を定めようとするものであります。

また、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案」は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、コントロール・デリバリー制度の導入、不法収益のマナー・ローンダリング防止策、捜査における人権保障等の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をも

って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、両案に対し、附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案（第百二十回国会閣法第九二号）

要旨

本法律案は、国際間の人的物的往来が増大した今日において、薬物の濫用を一国の努力のみで解決することは極めて困難であり、国際的な協力の下に薬物の不正取引を防止する体制を整備していくことが不可欠である状況にかんがみ、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備えるとともに、我が国における麻薬及び向精神薬等の濫用の防止を図るため、麻薬向精神薬原料に係る届出制度を設ける等必要な規制を設けるとともに、国外犯の処罰等に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正

1 麻薬向精神薬原料に関する規制

麻薬及び向精神薬の原料物質の輸出入、製造及び販売を業として行う者について届出制度を設ける等必要な規制を行う

こととする。

2 国外犯処罰規定の新設

外国でみだりに麻薬の輸出入、製造等を行った者を我が国で処罰できるようにする等の罰則の整備を図ることとする。

二、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法の一部改正

外国でみだりに大麻、覚せい剤等の輸出入、製造等を行った者を我が国で処罰できるようにする等罰則の整備を図ることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

三七ページ参照

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案（第二百十回国会閣法第九三号）

要旨

本法律案は、麻薬、向精神薬等の薬物濫用問題の根本的な解決

のため、国際的な協力の下で、薬物の不正取引を監視する体制を整備するとともに、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等薬物に係る不正行為が行われる要因を除去する必要がある状況にかんがみ、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備えるとともに、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、上陸及び税関の手続の特例

薬物犯罪の捜査のために必要と認められる場合には、入国審査又は通関の際に、規制薬物を所持する疑いのある者等の上陸等を認めることができることとする。

二、疑わしい取引の届出、閲覧等

金融機関等は、その業務において收受した財産が不法収益である疑いがある場合には、必要な事項を主務大臣に届け出ることとし、検察官等は、その記録を閲覧することができることとする。

三、罰則

不法収益の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し、又

は不法収益を隠匿した者等を新たに処罰の対象とすることとする。

四、没収、保全及び国際共助手続

不法収益である財産につき没収及び追徴の制度を整備するとともに、没収等のための保全及び没収等に関する国際共助の手續きを定めることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

三七ページ参照

○通信委員会
・NHK決算(一件)

件名	日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	
	提出月	三、一、二二
参議院	委員会付託	三、八、五
	委員会議決	
	本会議議決	
衆議院	委員会付託	三、八、五
	委員会議決	三、九、四
	本会議議決	三、九、六
備考	第百一十回国会 未了	

○労働委員会

・本院議員提出法律案（一件）

2	120国会	件名	提出者	予備送	参議院	衆議院	備考
			(月日)	付月日			
		積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案	対馬孝且君 外七名 (三、四、一七)		三、八、五	三、五	
					委員会付託 委員会議決 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 委員会議決 本会議議決	
					継続審査		

・国会の承認を求めるの件（一件）

1	番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
			衆	三、九、一七			
		地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求めるの件			委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	
			衆	三、九、一七	承認	承認	
					承認	承認	
					承認	承認	

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件（閣承認第一号）

要旨

本承認案件は、労働力需給調整の円滑な推進を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所に「レディス・ハローワーク事業」を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所に、「レディス・ハローワーク事業」を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労働向、レディス・ハローワークの業務内容、今後の設置計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は、全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

・本院議員提出法律案（一件）

1	120国会	番号	件	名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参 議 院	衆 議 院	備考
	住宅基本法案				村沢牧君 外七名 (三、三、二八)			三、 四、一二 委員会付託	委員会付託 委員会議決 本会議議決	
									委員会付託 委員会議決 本会議議決	
									委員会付託 委員会議決 本会議議決	

○決算委員会

・決算その他（七件）

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		委員会付託	委員会議決 本会議議決	委員会付託	委員会議決 本会議議決	
昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書	元、 一一、二五 (第百十七回国会)	二、 一一、一一	二、 一一、一一	三、 八、五	三、 八、五	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 第百二十回国会 未了
昭和六十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書	一一、二五 (第百十七回国会)	三、 八、五	一〇、 三、一〇、 四	八、 五	一〇、 三、一〇、 四	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了
昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書	二、 一、一九 (第百十七回国会)	二、 一一、一〇	一〇、 三、一〇、 四	八、 五	一〇、 三、一〇、 四	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了
昭和六十三年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、一九 (第百十七回国会)	一一、 一〇	議決 議決	八、 五	議決 議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了
平成元年年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書	二、 一一、二二 (第百二十回国会)	三、 四、二四	三、 四、二四	八、 五	三、 四、二四	第百二十回国会 継続
平成元年年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、 一、二九 (第百二十回国会)	一、 二九	一、 二九	八、 五	一、 二九	第百二十回国会 継続
平成元年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二十回国会)	一、 二九	一、 二九	八、 五	一、 二九	第百二十回国会 継続

建設

決算

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
1	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員 議長 (三、九、六)	三、九、六	三、九、六	委員会付託 三、九、六 (予)	委員会議決 三、九、二	本会議議決 三、九、二	委員会付託	委員会議決	本会議議決 三、九、六	
2	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案	議院運営委員 議長 (九、一、六)	九、一、六	九、一、六	委員会付託 九、一、六 (予)	委員会議決 九、二、九	本会議議決 九、二、二			九、一、六	
6	政治倫理法案	早川勝君 外六名 (九、三、〇)	一〇、三		一〇、三 (予)			一〇、三	未了		
7	国会法の一部を改正する法律案	早川勝君 外六名 (九、三、〇)	一〇、三		一〇、三 (予)			一〇、三	未了		
9	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員 議長 (一〇、二)	一〇、二	一〇、二	一〇、二 (予)	一〇、三	一〇、三			一〇、二	

・規則案（一件）

1	号 番
参議院規則の一部を改正する規則案	件 名
伊江朝雄君 外九名	提出者
三、 八、 五	提出月日
	委員会付託
	委員会議決
可 決 三、八、五	本会議議決
	備 考

国会法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、常会は、毎年一月中に召集するのを常例とするものとする。
- 二、常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならぬものとする。
- 三、財政法第二十七条の規定を改め、内閣は、毎会計年度の予算を前年度の一月中に国会に提出するのを常例とするものとする。
- 四、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、第一に、常会は、毎年一月に召集するのを常例とすること、第二に、常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならないこと、第三に、財政法第二十七条の規定を改め、内閣は、毎会計年度の予算を前年度の一月中に国会に提出するのを常例とすること、第四に、公布の日からこれを施行することを内容とするものでありま

す。

常会の一月召集は、かねてより、参議院改革における懸案の一つとして、参議院における審議期間を十分に確保し、審議の充実を図るとの観点からその検討が重ねられて参ったもので、今般、衆議院の協力が得られ、その実現の運びとなったものであります。

委員会におきましては、提出者の森衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取いたしました後、予算の提出時期の改善、常会の一月召集と憲法第五十二条との関係、人事院勧告への対応などについて質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、経済事情の変動等にかんがみ、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会における証人の不出頭等の場合の過料の多額を十万円に引き上げようとするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案の内容は、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会における証人の不出頭等の場合の過料の多額を十万円に引き上げるものである。

委員長報告

前ページ参照

国会法の一部を改正する法律案（衆第九号）

要旨

本法律案は、衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設するものとし、第二百二十二回国会の召集の日から施行することとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきましまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国会法第四十一条第二項に規定されております、衆議院の常任委員会について、新たに安全保障委員会を増設するものでありまして、第二百二十二回国会の召集の日から施行することといたしております。

委員会におきましては、提出者の森衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

参議院規則の一部を改正する規則案

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨及びその内容を御説明いたします。

本案は、先般の国会法の一部改正により、社会労働委員会が厚生委員会と労働委員会とに分けられたことに伴い、両委員会の委員の数及び所管を定めるとともに、常任委員会の委員の数を変更しようとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、厚生委員会及び労働委員会の委員の数をそれぞれ十九人とすることとしております。

第二に、厚生委員会の所管を、社会福祉に関する事項外七項目とし、労働委員会の所管を、労働条件及び労働者保護に関する事項外六項目とすることとしております。

第三に、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、文教委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会及び建設委員会の委員の数をそれぞれ十九人とし、大蔵委員会の委員の数を二十二人とし、農林水産委員会の委員の数を二十一人とすることとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容でございます。
何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

○災害対策特別委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
3	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 (三、九、一一)	三、九、一一	三、九、一一	委員会付託 三、九、一二 (予)	委員会付託 三、九、一三 三、九、二〇	三、九、一二 可決

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第三号)

要旨

本法律案は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金及び災害により重度の障害を受けた者に対する災害障害見舞金を増額しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給限度額の引上げ
災害弔慰金の支給限度額について現行三百万円を五百万円

に、災害障害見舞金の支給限度額について現行百五十万円を二百五十万円に、それぞれ改めるものとする。
二、本法改正の遡及適用
改正後の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に関して適用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものでありまして、その内容は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給限度額について現行三百万円を五百万円に、災害により重度の障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給限度額について現行百五十万円を二百五十万円に、それぞれ増額し本年六月三日以後に生じた災害に関してさかのぼって適用しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院災害対策特別委員長清水勇君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○証券及び金融問題に関する特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名	議院		衆議院		備考			
		先議院	提出日	委員会付託	委員会議決		委員会付託	委員会議決	
4	証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 九、一八	三、 九、三〇	三、 一〇、二一〇、三	三、 九、二〇	三、 九、二六	三、 九、二七	三、 九、二〇 衆本会議趣旨説明 九、三〇 参本会議趣旨説明

<p>証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講じ、併せて外国証券業者に対しても同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、損失保証、損失補てん等の禁止</p>	<p>1 証券会社による損失保証、損失補てんを禁止し、刑事罰を適用する。証券会社による利益の保証、利益の追加も処罰の対象とする。また、証券会社が第三者を利用している場合も含めることとする。</p> <p>2 顧客が証券会社の損失保証、損失補てん行為を要求して損失保証、損失補てんを受けることを禁止し、刑事罰を適用する。顧客が利益の保証、利益の追加を要求して利益の保証、利益の追加を受けることも処罰の対象とする。また、顧客が第三者を利用してしている場合も含めることとする。</p> <p>3 証券事故（証券会社の違法又は不当な行為）による顧客の</p>
---	---

損失を償う場合には刑事罰の対象としない。

4 刑事罰の量刑

損失保証、損失補てん等を行った証券会社は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

損失保証、損失補てん等を要求して損失保証、損失補てん等を受けた顧客は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、供与を受けた財産上の利益は没収又は追徴する。

二、証券会社の取引一任勘定取引の禁止

売買の別、銘柄、数又は価格について顧客の一任を受けて行う売買取引等を禁止し、違反に対しては行政処分の対象とする。

委員長報告

ただいま議題となりました証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、証券及び金融問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、証券会社が顧客の一任を受けて行う売買取引を禁止するとともに、有価証券の取引において生じた損失を補てんする等の行為を禁止するほか、

損失補てんを行った証券会社及び損失補てんを要求する等の行為を行った顧客に対して、所要の罰則を課する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、証券及び金融問題に関する調査並びに本法律案を議題とし、総理、関係大臣等に対して質疑を行うとともに、調査事項に関して証人から証言を求めたほか、参考人に対して、質疑を行いました。

今回の証券・金融不祥事に対する国民の強い関心を背景に、各委員の質疑は終始熱心に行われ、詳細、かつ、広範多岐にわたる論議が展開されました。

その主な事項は、証券不祥事が発生した原因と背景、証券会社の営業姿勢適正化の方策、改正法による不正取引防止策の有効性、業界自主ルールと証取法との関係、不正取引に対する罰則のあり方、大蔵省の行政責任と第三者機関による検査・監視体制の確立、証券業界の寡占体制の是正策、証取法の抜本改正の必要性、暴力団の証券市場への参入防止対策等でありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

また、本委員会において、「証券及び金融に係る不祥事の再発

防止に関する決議」を行いましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの
 ・内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
1	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	八、五				三、九、一二 特政改革委	未了		三、九、一〇 衆本会議趣旨説明
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆	八、五				九、一二 特政改革委	未了		衆本会議趣旨説明
3	政党助成法案	衆	八、五				九、一二 特政改革委	未了		
5	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案	衆	九、一九				九、二四 国際平和協力特委	継続審査		三、九、二四 衆本会議趣旨説明
6	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案	衆	九、一九				九、二四 国際平和協力特委	継続審査		

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決	
4	公職選挙法の一部を改正する法律案	日野市朗君 外七名 (三一九一三)	三 九二〇					三、 九、二〇 特 政治改革 委	未	了	
5	政治資金規正法の一部を改正する法律案	日野市朗君 外七名 (九二二七)	三 一〇					一〇、三 特 政治改革 委	未	了	
8	政党交付金の交付に関する法律案	日野市朗君 外七名 (一〇、二)	四 一〇					一〇、四 特 政治改革 委	未	了	

○第百二十回国会「育児休業等に関する法律案」委員長報告（社会労働委員会）

第百二十回国会で成立した育児休業等に関する法律案（閣法第八五号）の委員長報告については、社会労働委員長から訂正の申出があり、議院運営委員会理事会でその取扱いを協議中であつたため、同回の参議院審議概要への掲載を行わなかつたが、今国会中に確定したので掲載することとした。

育児休業等に関する法律案（閣法第八五号）

委員長報告

ただいま議題となりました育児休業等に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

育児休業制度については、本委員会育児休業制度検討小委員会において、各会派の熱心な審議を経て、昨年十二月、その法制化の必要性と法案の作成を政府に行わせることで各会派の意見が一致いたしました。

本案は、その意向を受け、本年三月政府より本院に提出されるに至つたものであります。

次に、本法律案の主な内容について申し上げます。

最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、あわせて次代を担う者の健全な育成に資するため、男女労働者を対象とし、子が一歳に達するまでの間を限度とする育児休業制度を設けるとともに、子を養育する労働者の勤務時間の短縮等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、休業中の所得保障のあり方、不利益取り扱いの禁止、原則原職復帰、代替要員の確保、適用猶予事業所に対する援助措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの六会派共同提案に係る検討規定を追加する旨の修正案が、また沓脱委員より、日本共産党を代表して、不利益取り扱いの禁止等を法制化する旨の修正案が、それぞれ提出されました。

沓脱委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、小里労働大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで討論に入りましたところ、木庭委員より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブを代表し、原案並びに前島理事提出の修正案に賛成、沓脱委員提出の修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、沓脱委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、前島理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

4 本会議決議

1	号 番	件 名	提 出 者	提 出 月 日	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 決	備 考
		雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する決議案	鈴木和美君 外八名	三、 八、 五			可 決 三、八、九	

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する決議

平成二年十一月十七日、約二百年ぶりに噴火した雲仙・普賢岳は、本年五月に入ってから、さらに火山活動が活発化し、火砕流及び土石流の頻発により周辺に人的被害を含む多大の被害をもたらした。その後も火山活動は続き、予断を許さない状況である。

政府は、火山噴火等の災害対策の過去の実績、将来の見通しを十分にふまえて、今回の災害が他に例を見ない極めて特殊、長期かつ激甚なものであることにかんがみ、事態の推移に応じ、被災地の住民救済、復旧、民生安定及び地域振興等に関する現行の法的制度を強力かつ弾力的に運用するとともに、現行制度におい

て不十分なものは適切かつ速やかに対応するなど必要な措置を講じ、その対策に万全を期すべきである。
右決議する。

三、請願の審議経過

1 請願件数表

	委員				員				会				備考
	付託	採択	不採択	未了	採択	採択	不採択	未了					
委員会	10	9	0	1	9	5	0	4	5				
内閣	1	0	0	0	0	0	0	0	0				
地方行政	2	0	0	2	0	0	0	0	0				
法務	407	39	0	368	39	0	0	0	0				
外務	20	2	0	18	2	0	0	0	0				
大蔵	188	0	0	188	0	0	0	0	0				
文教	84	27	0	57	27	0	0	0	0				
厚生	498	17	0	481	17	0	0	0	0				
農林水産	10	6	0	4	6	0	0	0	0				
運輸	115	0	0	115	0	0	0	0	0				
逓信	2	1	0	1	1	0	0	0	0				
労働	27	21	0	6	21	0	0	0	0				
建設	9	5	0	4	5	0	0	0	0				
環境	90	0	0	90	0	0	0	0	0				
災害対策	4	1	0	3	1	0	0	0	0				
政治改革	134	0	0	134	0	0	0	0	0				
証券金融	1	0	0	1	0	0	0	0	0				
国際平和	1	0	0	1	0	0	0	0	0				
計	1612	218	0	1484	218	0	0	0	0				

2 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

九件

傷病恩給等の改善に関する請願（第一二二号外二件）

旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願（第三三〇号外五件）

○法務委員会

三九件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第八号外三八件）

○外務委員会

二件

朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願（第三〇〇号外一件）

○文教委員会

二七件

少年少女向けポルノコミックの規制強化に関する請願（第一一号）

有害図書等追放対策の強化に関する請願（第二〇六号）

子供向けポルノコミック漫画等有害図書追放に関する請願（第二六七号外一五件）

青少年健全育成の為のコミック雑誌等、有害図書に対する法的規制に関する法律の法制化に関する請願（第三五一号）

有害図書等に対する規制に関する請願（第八八八号）
青少年向けポルノコミック排除の法制化に関する請願（第一二三七号）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費
国庫負担制度の維持に関する請願（第一三四二号）
学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願（第一五〇二号外四件）

○厚生委員会

一七件

看護婦の確保対策に関する請願（第一〇一号）

脊（せき）髄神経治療の研究開発の促進に関する請願（第二三〇号外一件）

重度身体障害者の終身療護保養施設の設置に関する請願（第二三三号外一件）

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（第二七五号外一件）

脊（せき）髄空洞症の特定疾患指定に関する請願（第四二三号外九件）

○農林水産委員会

六件

第八次治山事業五箇年計画の推進に関する請願（第一五七号）

農村地域の活性化に関する請願（第一五八号）

治山事業の促進に関する請願（第三〇一号外一件）

酪農経営安定に関する請願（第三〇二号外一件）

○逓信委員会

一件

点字による内容証明郵便に関する請願（第八三九号）

○労働委員会

二一件

労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第三四八号外二〇件）

○建設委員会

五件

第八次治水事業五箇年計画における大幅な事業費の確保に関する請願（第一〇二号）

第八次治水事業五箇年計画の推進に関する請願（第一七六号）

第八次治水事業五箇年計画の策定に関する請願（第二〇五号）

第八次治水事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な拡大に関する請願（第三〇四号外一件）

○災害対策特別委員会

一件

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する請願（第一五六号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成三年

九月 五日 木曜日

一般職の職員の給与及び週休二日制等についての報告及び勧告に関する件について弥富人事院総裁から説明を聴いた後、同件並びに国家公務員の育児休業制度に関する件、武器の不法輸出事件に関する件等について佐々木総務庁長官、坂本内閣官房長官、弥富人事院総裁、政府委員、労働省、通商産業省、大蔵省、警察庁、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○地方行政委員会

平成三年

九月 十九日 木曜日

(暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会)

暴力団新法施行に向けての作業の進捗状況について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成三年

九月 五日 木曜日

ソ連情勢について中山外務大臣から報告を聴いた。

○厚生委員会

ソ連情勢に関する件、外交実施体制に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、米空母インディペンデンスの横須賀配備に関する件、国連平和維持活動（PKO）に関する件、対ソ支援に関する件等について中山外務大臣、政府委員、文部省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

平成三年

九月 十日 火曜日

高齢者保健福祉推進十か年戦略の推進に関する件、高齢者歯科保健事業に関する件、リプロダクティブヘルスに関する件、特別養護老人ホーム個室化に関する件、保健医療・福祉マンパワー対策に関する件、妊娠・出産に係る医療保障に関する件等について下条厚生大臣、政府委員、運輸省、文部省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

九月 十二日 木曜日

保健医療・福祉マンパワー対策に関する件、高齢者保健福祉推進十か年戦略の推進に関する件、老人性白内障眼内レンズの保険適用に関する件、心身障害者福祉対策に関する件等について下条厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

平成三年

九月二十六日 木曜日

当面の農林水産行政に関する件について近藤農林水産大臣、政府委員、公正取引委員会、大蔵省、農林水産省、自治省、建設省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

十月 三日 木曜日

台風第十七・十八・十九号による農林水産関係の被害状況及び対策について政府委員から報告を聴いた。

○商工委員会

平成三年

九月二十六日 木曜日

景気の現状と今後の経済見通しに関する件、証券不祥事に対する公正取引委員会の対応に関する件、人形峠の放射性物質の汚染防止に関する件、地域中小零細企業への景気振興策に関する件、環境保全に配慮した貿易政策に関する件、産業廃棄物の再生利用と消費経済システムの転換に関する件、美浜原子力発電所における事故に関する件、古紙利用に関する件等について越智経済企画庁長官、中尾通商産業大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員、科学技術庁及び労働省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

平成三年

九月 十九日 木曜日

運輸政策審議会答申と旅客輸送における労働力不足対策に関する件、JRの不当労働行為問題に関する件、信楽高原鐵道事故の原因究明、補償、運転再開等の問題に関する件、心身障害者等に対する運賃割引等モビリティ確保の促進に関する件、茨城県常陸那珂港の整備促進等に関する件、第六次空港整備計画と地方空港の整備、国際化の推進に関する件、ヘリコプター事故

多発と今後の安全対策に関する件、北海道の火山、流水監視体制の強化等に関する件、リニア・モーターカー山梨実験線建設と実用化促進等に関する件、国鉄長期債務償還基本計画の見直しに関する件等について村岡運輸大臣、政府委員、自治省、建設省当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長石月昭二君及び同事業団理事岡山惇君に対し質疑を行った。

○通信委員会

平成三年

九月二十四日 火曜日

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する件について関谷郵政大臣、政府委員、会計検査院、郵政省、公正取引委員会、厚生省当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会副会長小山森也君、同協会専務理事・技師長中村好郎君、同協会理事堀井良殷君、日本電信電話株式会社取締役移動体通信事業本部副本部長佐田啓助君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事松澤経人君に対し質疑を行った。

○労働委員会

平成三年

九月 十九日 木曜日

平成四年度労働省概算要求、税制改正要望に関する件、労働時間の短縮に関する件、労働行政体制の拡充強化に関する件、JR不当労働行為事件に関する件、草加市綾瀬川槐戸橋橋脚架設工事における出稼ぎ労働者の被災事故に関する件、介護休業制度の普及と介護労働力確保対策に関する件、障害者の雇用対策に関する件、外国人労働者問題に関する件、過労死問題に関する件

る件、育児休業等に関する法律の施行へ向けての取り組みに関する件、男女雇用機会均等法・労働者派遣法の見直しに関する件、小児糖尿病患者の就労対策に関する件等について小里労働大臣、政府委員、中央労働委員会、運輸省、建設省、文部省、総務庁、法務省及び人事院当局に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成三年 十月 一日 火曜日
国分川分水路トンネル水没事故に関する件、都市計画制度の改善に関する件、気象監視体制に関する件、建設工事の安全対策に関する件、長良川河口堰建設に関する件、雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、台風第十九号による被害対策に関する件、借地借家法改正に関する件、住宅家賃に対する消費税非課税措置に関する件等について大塚建設大臣、西田国土庁長官、政府委員、警察庁、資源エネルギー庁、厚生省、気象庁、建設省、農林水産省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○予算委員会

平成三年 八月二十三日 金曜日
予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、中山外務大臣、西田国土庁長官、橋本大蔵大臣、下条厚生大臣、池田防衛庁長官、佐々木総務庁長官、近藤農林水産大臣、中尾通商産業大臣、小里労働大臣、井上文部大臣、吹田自治大臣、弥富人事院総裁及び政府委員に対し

八月二十六日 月曜日

質疑を行った。

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めるとを決定した後、海部内閣総理大臣、橋本大蔵大臣、井上文部大臣、近藤農林水産大臣、佐々木総務庁長官、吹田自治大臣、越智経済企画庁長官、中尾通商産業大臣、下条厚生大臣、西田国土庁長官、小里労働大臣、中山外務大臣、政府委員、参考人日本銀行総裁三重野康君及び年金福祉事業団理事長幸田正孝君に対し質疑を行った。

八月二十七日 火曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めるとを決定した後、海部内閣総理大臣、西田国土庁長官、近藤農林水産大臣、吹田自治大臣、橋本大蔵大臣、佐々木総務庁長官、中山外務大臣、越智経済企画庁長官、中尾通商産業大臣、下条厚生大臣、坂本内閣官房長官、小里労働大臣、大塚建設大臣、井上文部大臣、村岡運輸大臣、関谷郵政大臣、左藤法務大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

平成三年

八月 五日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

九月二十五日 水曜日

ライフサイエンスに関する件について参考人東京医科歯科大学医学部教授井川洋二君、学習院大学生命分子科学研究所長三浦謹一郎君及び理化学研究所国際フロンティア研究システム思考機能グループ思考ネットワーク研究チームリーダー伊藤正男君から意見を聴いた後、各参考人

十月 三日 木曜日

に対し質疑を行った。

関西電力株式会社美浜発電所二号炉事故等に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○環境特別委員会

平成三年

九月二十五日 水曜日

水俣病対策に関する件、長良川河口堰建設に関する件、地球温暖化防止に関する件等について
愛知環境庁長官、政府委員、通商産業省、厚生省、外務省、環境庁、経済企画庁、建設省、運
輸省、警察庁及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

平成三年

八月 五日 月曜日

八月二十八日 水曜日

(雲仙・普賢岳火山災害対策小委
員会)

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する決議を行った。

雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件について政府委員及び自治省当局から説明を聴いた。

九月 四日 水曜日
(雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会)

九月 十三日 金曜日

九月 十八日 水曜日

雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件について政府委員から説明を聴いた後、懇談を行った。

雲仙・普賢岳火山災害対策小委員長から報告を聴いた。

平成三年雲仙岳噴火災害の概要等及び平成三年九月十二日から十四日までの台風第十七号による被害について政府委員から報告を聴いた。

雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件、平成三年九月十日から十一日にかけての伊豆半島南部の豪雨による災害に関する件、災害弔慰金の支給要件に関する件等について西田国土庁長官、政府委員、厚生省、気象庁、文部省、建設省、自治省、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

平成三年

九月二十五日 水曜日

沖繩の振興開発に関する件、在沖米軍削減と基地整理・縮小に関する件、在比米軍の沖繩移駐問題に関する件、沖繩リゾート開発のあり方等に関する件、厚生年金格差是正問題に関する件、戦争マラリア遺族補償問題に関する件、沖繩における水資源対策に関する件、北方領土返還問題と対ソ支援に関する件等について谷沖繩開発庁長官、政府委員、大蔵省、外務省、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○土地問題等に関する特別委員会

平成三年

九月二十五日 水曜日

平成三年都道府県地価調査に基づく地価動向、金融機関の土地関連融資及び新設住宅着工戸数の推移等について政府委員及び建設省当局から説明を聴いた。
地価動向に関する件、土地関連融資に関する件、都市計画制度に関する件、住宅対策に関する件、総合保養地域整備法に関する件、地価税に関する件、身体障害者の住宅対策に関する件等について西田国務大臣、政府委員、建設省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○国会等の移転に関する特別委員会

平成三年

九月 十一日 水曜日

九月二十七日 金曜日

首都機能移転問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

国会等の移転に関する件について参考人京都大学工学部教授天野光三君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○証券及び金融問題に関する特別委員会

平成三年

九月 三日 火曜日

証券及び金融問題に関する件について海部内閣総理大臣、橋本大蔵大臣、吹田国家公安委員会委員長、下条厚生大臣、井上文部大臣、左藤法務大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員、参考人日本銀行総裁三重野康君及び日本証券業協会専務理事関要君に対し質疑を行った。

九月 四日 水曜日

証券及び金融問題に関する件について証人田淵節也君、岩崎琢彌君、同前雅弘君及び行平次雄君から証言を聴いた。

九月 五日 木曜日

証券及び金融問題に関する件について参考人株式会社富士銀行頭取橋本徹君、株式会社住友銀行頭取巽外夫君及び株式会社日本興業銀行頭取黒澤洋君に対し質疑を行った。

九月 六日 金曜日

証券及び金融問題に関する件について吹田国務大臣、坂本内閣官房長官、左藤法務大臣、橋本大蔵大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。

九月 七日 土曜日

証券及び金融問題に関する件について橋本大蔵大臣、吹田自治大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員及び参考人日本銀行副総裁吉本宏君に対し質疑を行った。

九月 三十日 月曜日

野村証券による東急電鉄株式の大量売買に係る実態把握状況について橋本大蔵大臣から報告を

十月 二日 水曜日

聴いた。

証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議を行った。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成三年

九月 六日 金曜日

地球環境問題の現状と課題について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、環境庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

九月 二十日 金曜日

地球環境問題について参考人ワールド・ウォッチ研究所所長レスター・R・ブラウン君、国立環境研究所地球環境研究センター総括研究管理官西岡秀三君、朝日新聞編集委員竹内謙君及び津田塾大学教授百瀬宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○国民生活に関する調査会

平成三年

九月二十五日 水曜日

内外価格差問題について参考人学習院大学経済学部教授田島義博君、日本労働組合総連合会社会政策局担当局長来田弘君及びミサワホーム総合研究所代表取締役所長鈴木徳彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成三年

九月二十五日 水曜日

今後の石炭政策の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、中尾通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
外国派遣議員から報告を聴いた。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		土 屋 義 彦君	長 田 裕 二君 (3. 10. 4)
副 議 長		小 山 一 平君	
常 任 委 員 長	内 閣	井 上 孝君	梶 原 清君 (3. 8. 5)
	地 方 行 政	野 田 哲君	山 口 哲 夫君 (3. 8. 5)
	法 務	矢 原 秀 男君	鶴 岡 洋君 (3. 8. 5)
	外 務	岡 野 裕君	大 鷹 淑 子君 (3. 8. 5)
	大 蔵	大河原 太一郎君	竹 山 裕君 (3. 8. 5)
	文 教	下稲葉 耕 吉君	大 木 浩君 (3. 8. 5)
	厚 生	3. 8. 5 設置	田 淵 勲 二君 (3. 8. 5)
	農 林 水 産	吉 川 博君	永 田 良 雄君 (3. 8. 5)
	商 工	岩 本 政 光君	
	運 輸	中 川 嘉 美君	峯 山 昭 範君 (3. 8. 5)
	通 信	一 井 淳 治君	柏 谷 照 美君 (3. 8. 5)
	労 働	3. 8. 5 設置	向 山 一 人君 (3. 8. 5)
	建 設	矢田部 理君	山 本 正 和君 (3. 8. 5)
	予 算	平 井 卓 志君	中 村 太 郎君 (3. 8. 5)
決 算	及 川 一 夫君	久保田 真 苗君 (3. 8. 5)	
議 院 運 営	伊 江 朝 雄君		
懲 罰	久 保 亘君	対 馬 孝 且君 (3. 8. 5)	
特 別 委 員 長	科 学 技 術	及 川 順 郎君	
	環 境	安 恒 良 一君	
	災 害 対 策	鈴 木 和 美君	
	(選挙制度) 政 治 改 革	坂 野 重 信君	
	沖 縄 ・ 北 方	福 田 宏 一君	
	土 地 問 題	穉 山 篤君	
	国 会 移 転	伊 江 朝 雄君	
長	証 券 金 融	3. 8.21 設置	平 井 卓 志君 (3. 8. 21)
	国 際 平 和	3. 9.25 設置	後 藤 正 夫君 (3. 9. 25)
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	中 西 一 郎君	
	国 民 生 活	遠 藤 要君	
	産 業 ・ 資 源	田 英 夫君	
事 務 総 長		佐 伯 英 明君	

※3.8.21 選挙制度に関する特別委員会を政治改革に関する特別委員会に変更

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平3・10・4現在)

会 派	議員数	①平4・7・7任期満了			②平7・7・22任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主党	115 (6)	23 (2)	52 (2)	75 (4)	16 (2)	24	40 (2)
日本社会党・護憲共同	73 (16)	9 (1)	12 (2)	21 (3)	20 (6)	32 (7)	52 (13)
公明党・国民会議	20 (3)	7 (1)	3	10 (1)	6 (2)	4	10 (2)
日本共産党	14 (6)	5 (1)	4 (2)	9 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
連合参議院	12 (2)	0	1	1	0	11 (2)	11 (2)
民社党・スポーツ・国民連合	10	3	2	5	3	2	5
参院クラブ	4	1	1	2	1	1	2
各派に属しない議員	4 (1)	2	1	3	0	1 (1)	1 (1)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (34)	50 (5)	76 (6)	126 (11)	50 (12)	76 (11)	126 (23)

※ () 内は婦人議員数